

## 会社から機構への取引価額の範囲と会社及び機構での会計処理

### 1．審議理由

機構法では、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引受けなければならないとしている。

また、道路資産の価格は、直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準において原価算入することが認められた間接費を基本として取得原価を算定することとされている。

会社から機構への取引価額の範囲と機構における会計処理を検討する必要がある。

### 2．事務局案

#### 【会社の会計処理】

会社は、直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準において原価算入することが認められた間接費の他、一般管理費、既存道路の除却工事費用、寄付した付替道水路の土地代、関連公共施設等整備助成金など、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用として債務引受の対象となるものは、全て取引価額に含めるものとする。

債務引受の対象となる費用全ては、棚卸資産（仕掛道路資産）にも含めるものとする。

#### 【機構の会計処理】

機構では、取引価額のうち、直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準において原価算入することが認められた間接費を基本として算定した価額等を道路資産の取得原価に含めることとし、一般管理費等、開始貸借対照表作成時に取得原価に算入されていなかったものは、道路資産の取得原価に含めないこととする。

なお、建設中金利に関しては、非償却資産分については取得原価に含めず、償却資産分についても供用開始前の建設費等も算定して料金設定を行った場合には取得原価に含めない。

### 3 . 採用理由

#### 【会社の会計処理】

機構と会社の取引は資産の売買が行われたものと見ることが出来る。売買の場合の取引価額は、通常、当該資産を形成するためにかかった費用に利益を加えたものである。機構と会社と取引において利益は想定されないが、費用部分について、通常の売買と特段区別すべき理由はない。

会社においては、高速道路事業からは利潤の発生を想定していないところ、道路資産の形成にかかった費用を全て仕掛道路資産とし、売上原価としなければ、利潤が発生していないかどうか損益計算からは明確にならない。

一般管理費については、長期請負工事について棚卸資産高に算入することも認められている（企業会計原則第二損益計算書原則三F）。

#### 【機構の会計処理】

機構においては、開始貸借対照表作成時と同様の取扱いとすることが適当と考え、一般管理費、既存道路の除却工事費用、寄付した付替道水路の土地代、関連公共施設等整備助成金などは道路資産価額には含めないこととし、また、建設中金利に関しても開始貸借対照表作成時と同様の考え方により、非償却資産分については取得原価に含めず、償却資産分についても供用開始前の建設費等も算定して料金設定を行った場合には取得原価に含めないことが適当である。